作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ANDO Takashi, Director General of Kanto Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be lease : Electronic copying machines (Including maintenance and delivery of consumer goods) 18 sets

⑷　Lease period : ①machine : From 1 April, 2025 through 31 March, 2030 ②maintenance etc : From 1 April, 2025 through 31 March, 2026

⑸　Lease place : As shown in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　in terms of qualification “Provision of services” at Kanto-Koshinetsu area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022, 2023 and 2024.

④　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service for the procured services.

⑤　prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑥　prove to have the ability to lease the products concerned by a third party, should the products requested through this notice be lease by a third party. In addition, the third party must also meet the qualifications listed in ① to ⑤ above.

⑦　If a person exclusively engaged in the leasing business submits a bid, the person who will actually delivers and sets up the products must also meet the qualifications in ① through ⑤ above.

⑺　Time-limit for tender : 11 : 00 A.M., 13 February, 2025 (tenders submitted by mail 5 : 00 P.M., 12 February, 2025)

⑻　Contact point for the notice : ISHII Emi, Accountant Officer, First Procurement Section, Accounting Division, Administration Department, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 2―1 Shintoshin Chuoku Saitama city Saitama prefecture 330―9722 Japan. TEL 048―740―0341

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年12月９日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房会計課長　千葉　信義

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達等件名及び数量

通信設備保守等業務（電子入札対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　契約締結日から令和８年３月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、

①　入札者は、入札書・性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）・その他入札説明書に定める入札に必要な書類（以下「その他必要な書類」という。）を提出すること。

②　入札者は、仕様書に定める本業務の履行に要する一切の経費を見積もり、当該総額を入札書に記載すること。

③　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加確認のための証明書等（以下「証明書等」）の提出、総合評価に関する書類の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　入札説明書で定める資格を有する者であること。

⑸　証明書等の提出期限の日から開札日までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　「暴力団排除に関する誓約事項」により誓約した者であること。

⑻　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

⑼　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

⑽　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑾　入札説明書及び仕様書の交付を直接受けた者であること。

⑿　平成22年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者（再委託者含む）として業務を完了（令和７年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績は、下記㋑に係る、建設業法上の建設工事のうち、「電気通信工事」の施工実績、または製造実績をもって代えることが出来る。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）